※議会交際費は次の基準に従って支出しています。

支出項目の区分	説明	基準額
1. 会 費	団体への年会費や、懇親会等への参加経費	会費の額が定められているときはその額 会費の額が定められていないときは参加者1名 につき10,000円を限度(懇親会等の目的、形式、 会場等を考慮した額)
2. 弔慰金	市政関係者及びその親族の葬儀、 法要時における香典(金、供花)	香典は 20,000 円を限度 供花は社会通念上妥当と認められる範囲
3. 祝金、祝品及び 記念品	各種祝賀会等への祝金、祝品、 記念品	1 件につき 10,000 円を限度
4. 見舞金(品)	市政関係者の病気見舞金、災害・事故等の見舞金及び義援金	病気見舞いは 10,000 円を限度 災害・事故等の見舞金は社会通念上妥当と認め られる範囲
5. 賛助金 (激励·餞別費等)	平和運動、ボランティア活動等へ の賛助金	1 件につき 20,000 円を限度
6. その他	渉外等に必要な経費又は議長が 特に必要と認めた経費	実費相当額、または社会通念上妥当と認められ る額